池田市地域防災計画令和4年度修正(案)

新旧対照表

池田市防災会議

現行計画	修正案	備考
目次	目次	
(略)	(略)	
第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
第1章 災害に強いまちづくり	第1章 災害に強いまちづくり	
(略)	(略)	
第3節 土砂災害予防対策の推進	第3節 土砂災害予防対策の推進	
(略)	(略)	
5 造成地防災対策	5 宅地造成及び盛土等対策	国・府の計画修正
(略)	(略)	
第9節 ライフライン確保体制の整備	第9節 ライフライン確保体制の整備	
1 水道	1 水道	
2 下水道	2 下水道	
3 電力(関西電力送配電株式会社)	3 電力(関西電力送配電株式会社)	
4 ガス(<u>大阪ガス株式会社</u>)	4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社)	公 夕亦亩
(略)	(略)	社名変更
第4編 事故等災害応急対策	第4編 事故等災害応急対策	
(略)	(略)	
第2節 中高層建築物災害応急対策	第2節 中高層建築物災害応急対策	
1 市		
2 府警察(池田警察署)	2 府警察(池田警察署)	
3 大阪ガス株式会社	3 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>	
(略)	(略)	社名変更
	CPH/	
第1編 総 則) 第1編 総 則	
(略)	(略)	
第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	第4節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	
災害に対し、市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次	災害に対し、市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次	
のとおりである。	のとおりである。	
1 池田市	1 池田市	
(1) 各部共通事項	(1) 各部共通事項	
① 業務継続計画 (BCP) に関すること	① 業務継続計画 (BCP)、応援・受援計画に関すること	所管事務の明確化
(略)	(略)	
(2) 市長公室	(2) 市長公室	
(略)	(略)	
③ 災害広報に関すること	③ 災害広報に関すること <u>(安否確認情報の公表を含む)</u>	所管事務の明確化
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
(5) 市民活力部	(5) 市民活力部	
(略)	(略)	
(新設)	⑫ 男女共同参画の観点からの災害対応の周知等に関すること	所管事務の明確化
(略)	(略)	
2 指定地方行政機関		記載順序の見直し(告示順)
(1) 農林水産省近畿農政局大阪支局	(1) <u>厚生労働省大阪労働局池田公共職業安定所</u>	
(略)	(略)	
(2) <u>国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所</u>	(2) 農林水産省近畿農政局大阪支局	
(略)	(略)	
(3) <u>国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所</u>	(3) 国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	1
		1
(4) <u>国土交通省大阪航空局大阪空港事務所</u>	(4) <u>国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所</u>	
(5) <u>大阪管区気象台</u>	(5) <u>国土交通省大阪航空局大阪空港事務所</u>	
(6) <u>池田公共職業安定所</u>	(6) <u>大阪管区気象台</u>	
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	5 指定公共機関及び指定地方公共機関	記載順序の見直し(国、府告示順)
(1) 日本郵便株式会社	(1) 新関西国際空港株式会社 (関西エアポート株式会社)	
(8)		
(2) 西日本電信電話株式会社関西支店	(2) <u>日本赤十字社大阪府支部池田市地区</u>	
(8)	(8)	
(3) <u>関西電力送配電株式会社</u> (略)	(3) <u>西日本電信電話株式会社関西支店</u> (略)	
(4) <u>大阪ガス株式会社</u>	(4) <u>日本郵便株式会社</u>	
(略)	(略)	
(5) <u>阪急電鉄株式会社</u>	(5) 大阪ガスネットワーク株式会社	
(略)	(略)	
(6) 阪急バス株式会社	(6) 関西電力送配電株式会社	
(略)	(略)	
(7) 新関西国際空港株式会社 (関西エアポート株式会社)	(7) 土地改良区	
(略)	(略)	
		!

現行計画	修正案	備考
(8) 日本赤十字社大阪府支部池田市地区	(8) <u>阪急電鉄株式会社</u>	
(略)	(略)	
(9) <u>池田市医師会</u>	(9) <u>阪急バス株式会社</u>	
(略)		
(10) <u>土地改良区</u>		
(略)		
(11) 池田市農業委員会		
6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	記載順序の見直し
(1) 農業協同組合	(1) 一般社団法人池田市医師会	項目整理の誤り修正
(略)		
(2) ため池管理者、水利組合	(2) 池田市農業委員会	
(略)		
(3) <u>池田市社会福祉協議会</u>	(3) <u>農業協同組合</u>	
(略)	(格)	
(4) <u>防災上重要な施設の管理者</u>	(4) <u>ため池管理者、水利組合</u>(略)	
(略)		
(5) <u>その他団体等</u>	(5) <u>社会福祉法人池田市社会福祉協議会</u> (略)	
(略)	(6) 防災上重要な施設の管理者	
	(略)	
	(7) <u>その他団体等</u>	
	(略)	
	(FII)	

現行計画	修正案	備考
第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
 第1章 災害に強いまちづくり	 第1章 災害に強いまちづくり	
第 1 節 都市防災化計画	第1節 都市防災化計画	
(略)	(略)	
10 ライフライン災害予防対策	 10 ライフライン災害予防対策	
(略)	(略)	
(4) ガス (<u>大阪ガス株式会社</u>)	(4) ガス(<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>)	社名変更
(略)	(略)	
11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	 11 災害発生時の廃棄物処理体制の確保	
(略)	(略)	
(3) 災害廃棄物等処理	(3) 災害廃棄物等処理	
(略)	(略)	
ウ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste.Net) 並	ウ 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste.Net) や	国・府の計画修正
びに 地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、	<u>災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、</u> 地域ブロック協議会の取組等に関して、	
周知に努める。	ホームページ等において公開する等、周知に努める。	
第2節 水害予防計画	第2節 水害予防計画	
市及び関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等の被害を未然	市及び関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水、雨水出水等の被害を未然	国・府の計画修正
に防止するため、 <u>計画的な水害予防</u> 対策を実施する。水防管理者は、水防法第 33 条第	に防止するため、 <u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減さ</u>	
1項に準じて水防活動上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について「水防	<u>せる流域治水</u> 対策を実施する。水防管理者は、水防法第 33 条第 1 項に準じて水防活動	
実施計画」を策定する。	上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について「水防実施計画」を策定する。	
1 河川の改修	1 河川の改修	
(1) 猪名川(近畿地方整備局、猪名川河川事務所)	(1) 猪名川(近畿地方整備局、猪名川河川事務所)	
(略)	(略)	
イ 当面は、平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪	イ 気候変動による豪雨災害が激甚化、頻発化する状況を踏まえ、令和3年8月に変	河川整備計画の変更
水である昭和 35 年 8 月の台風 16 号による洪水(基準地点小戸で 2,100㎡/sec)	更した淀川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である昭和35年8月の台風	
を安全に流下させるため、築堤・護岸及び河道掘削等の河川改修を行う。	16号の降雨量を 1.1 倍とした洪水(基準地点小戸で 2,300㎡/ sec)を安全に流下	
	させるため、河道掘削等の河川改修を行う。	
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
第3節 土砂災害予防対策の推進 (略) 4 山地災害対策 林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に基づく調査の結果、山腹の崩壊、崩壊 土砂の流出による災害が発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設 に直接およぶおそれのある山地災害危険地区は、市域で8箇所となっている。 ① 池田市五月山景観保全条例による景観保全を通して山林の持つ公益機能の維持を図る。 ② 松くい虫等による被害地については、伐採駆除等を行い、森林の保全に努める。	 第3節 土砂災害予防対策の推進 (略) 4 山地災害対策 (1) 農林水産大臣は、土砂の流出や崩壊を防止するために必要があるときは、森林を「保安林」(森林法第 25 条)として指定する。 (2) 府は、保安林において一定の行為を制限するとともに治山事業を実施する。 (3) 府は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図る。さらに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。 (4) 府及び市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区を把握するとともに、山地災害に関する行動マニュアル・パンフレット等を作成し住民に配布するなど、周知に努める。 (5) 府は、台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。 	国・府の計画修正に合わせ、記載内容を府計画と整合
 5 造成地防災対策 (1) 市は、府の協力を得て、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」(宅地造成等規制法第3条)に指定する。 (2) 市は、府の協力を得て、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 (3) 市は、府の協力を得て、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。 (4) 市は、府の協力を得て、大規模盛土造成地の位置の把握を行い、住民等へ周知を図る。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれが大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。 	する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。 (3) 府及び市は、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。 (4) 府(政令市及び中核市を含む)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、	

現行計画	修正案	備考
(略)	マップ」に含め公表する。 (5) 府および市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、府から助言や支援を受ける。 (略)	
第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 (略) 2 市の動員配備体制の整備 (略) (2) 勤務時間外における動員体制 (略) ウ 消防等当直者の任務 消防等の当直者は次にかかげる処置をとる。 (消防) 気象情報、災害情報の収集及び被害状況の把握。市役所、池田警察署、大 阪ガス株式会社、関西電力送配電株式会社等防災機関への連絡調整、被災現場への 出動(市庁舎)防災担当課長、所属部長への通報、被災情報の収集 (略)	第2章 防災体制の整備 第1節 組織体制の整備 (略) 2 市の動員配備体制の整備 (略) (2) 勤務時間外における動員体制 (略) ウ 消防等当直者の任務 消防等の当直者は次にかかげる処置をとる。 (消防) 気象情報、災害情報の収集及び被害状況の把握。市役所、池田警察署、大阪ガスネットワーク株式会社、関西電力送配電株式会社等防災機関への連絡調整、被災現場への出動(市庁舎)防災担当課長、所属部長への通報、被災情報の収集 (略)	社名変更
11 自治体被災による行政機能の低下等への対策 (略) (新規)	11 自治体被災による行政機能の低下等への対策 (略) (3) 応援・受援体制の整備 ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 イ 勤務時間外に市域で震度5弱以上を観測した場合に派遣される府の防災対策推進員の受入れについて、大阪府池田土木事務所と連携し、訓練等を通じて、発災時における円滑な活用の促進に努める。 (略)	

現行計画	修正案	備考
(新規)	13 関係機関との連携強化 市は、災害発生時に逐次来援する捜索・救援部隊等と密接に連携し、最大限の効果が発揮できるよう、平素からカウンターパートと「顔の見える関係」を構築する。また、共通地図、各種調整フォーマット、チェックリスト、災害応急対策のフェーズ区分に応ずる各機関の活動内容、日々の活動サイクル(リズム)、各種会議の目的と開催要領など、実際の調整現場で必要となるツールを開発・整備する。さらに、それらをハンドブック化して共有することにより、有事の調整所要を低減し、速やかに能力を発揮できるよう体制を整える。 (略)	市の防災対策の進展防災訓練成果の反映
第2節 情報収集伝達体制の整備	第2節 情報収集伝達体制の整備	
(略)	(略)	
3 災害広報体制の整備 府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的 に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 (新規)	3 災害広報体制の整備 府及び市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的 に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 さらに、府は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等 の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連 の手続等について整理し、明確にしておくように努める。	国・府の計画修正
(略)	(略)	
第 5 節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (1) 緊急交通路の選定 (略)	第5節 緊急輸送体制の整備 1 陸上輸送体制の整備 (1) 緊急交通路の選定 (略)	
イ 地域緊急交通路(市選定) 広域緊急交通路と、市が選定した災害時用臨時へリポート、市災害医療センター、 指定避難所などを連絡する道路 ○ 南北道路 府・市道池田駅神田線(栄町ーダイハツ町) 市道西畑荘園線(<u>荘園1丁目ー畑3丁目</u>) 市道五月丘中央線(五月丘1丁目 - 五月丘3丁目) 府道箕面池田線(<u>満寿美町</u> 一新町) 国・市道上池田城南線(豊島南2丁目 - 上池田2丁目) 市道東畑住吉線(住吉2丁目ー畑4丁目) 市道栄本町 <mark>城南</mark> 線(栄本町一 <u>城南1丁目</u>)		道路台帳等との整合

現行計画 備考 修正案 府道伊丹池田線(城南2丁目-神田1丁目) 府道伊丹池田線(城南2丁目-神田1丁目) ○ 東西道路 ○ 東西道路 市道神田石橋線(石橋1丁目-神田2丁目) 市道神田石橋線(神田2丁目-石橋1丁目) 市道菅原上池田線(大和町-上池田1丁目) 市道栄本町上池田線(栄本町-上池田1丁目) 市道池田箕面線(上池田1丁目-畑2丁目) 市道池田箕面線(上池田1丁目-畑2丁目) 市道本町通り線(西本町-栄本町) 市道本町通り線(西本町-栄本町) 府道箕面池田線(綾羽2丁目~畑4丁目) 府道箕面池田線(綾羽2丁目~畑4丁目) 市道栄本町上池田線(栄本町-上池田2丁目) 市道菅原上池田線(菅原町-上池田1丁目) 市道菅原上池田線(菅原町-上池田2丁目) 市道神田夫婦池線(神田2丁目-神田1丁目) 市道神田夫婦池線(神田2丁目-八王寺2丁目) 市道井口堂天神線(井口堂3丁目-天神2丁目) 市道井口堂天神線(井口堂1丁目-天神2丁目) 国・市道豊島南住吉線(豊島北1丁目-豊島南2丁目) 国・市道豊島南住吉線(豊島南2丁目-石橋3丁目) (略) (略) 第6節 避難体制の整備 第6節 避難体制の整備 1 指定緊急避難場所、避難路の指定 1 指定緊急避難場所、避難路の指定 (略) (略) 工業標準化法の一部改正(1.7.1 施行) (2) 指定緊急避難場所及び避難路の指定 (2) 指定緊急避難場所及び避難路の指定 浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害 浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害法律名も「産業標準化法」に改称 特性に応じた安全な指定緊急避難場所、避難路を指定する。指定緊急避難場所・ 特性に応じた安全な指定緊急避難場所、避難路を指定する。指定緊急避難場所・ 避難路の指定に当たり、市が誘導標識等を設置する場合は、日本工業規格に基づ 避難路の指定に当たり、市が誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づ く災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識等については案内図記 く災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識等については案内図記 号の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種 号の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種 別避難誘導標識システム」を用いることに努めるとともに、その見方について、 別避難誘導標識システム」を用いることに努めるとともに、その見方について、 日頃から周知に努める。 日頃から周知に努める。 (略) (略) 3 指定避難所の指定・整備 |3 指定避難所の指定・整備 (略) (1) 指定一般避難所の指定 (1) 指定一般避難所の指定 (略) エ 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所 工 指定一般避難所の施設については、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所 の確保、通信設備の整備を進めるとともに、良好な生活環境を確保するために、換気、 の確保、通信設備や仮設トイレ・マンホールトイレの開設基盤の整備を進める。また、国・府の計画修正 照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレ 良好な生活環境を確保するために、換気、 照明等の設備の整備に努める。さらに、避 肺の防災対策の進展 ビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 **難者による災害情報の入手に資するテレビ、 ラジオ等の機器の整備を図るとともに、** 停電時に備え非常用発電機を整備する。

現行計画	修正案	備考
6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定	6 建設型応急住宅の建設候補地の事前選定	
あらかじめ都市公園、各種災害に対する安全性を考慮しつつ、公共空地等の中から、	あらかじめ都市公園、各種災害に対する安全性を考慮しつつ、公共空地等の中から	
建設型応急住宅の建設候補地を選定する。 なお、学校の敷地を建設型応急住宅の	建設型応急住宅の建設候補地を選定する。また、賃貸型応急住宅として利用可能な	
<u>用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。</u> また、賃貸型応急	施設の把握に努める。	市の防災対策の進展
住宅として利用可能な施設の把握に努める。	<u>建設候補地一覧</u>	
<u>(新設)</u>	<u>ID 名称 住所 ID 名称 住所</u>	
	1 1 </td <td></td>	
	204-2 石橋公園 井口堂3丁目地内 204-7 伏尾台中央公園 伏尾台3丁目地内	
	204-3 豊島野公園 天神 1 丁目地内 204-8 伏尾台西公園 伏尾台 1 · 4 丁目地内 204-4 石橋駅前公園 石橋 1 丁目地内 204-9 旧細河小学校 中川原町 498	
	204-5 水月公園 鉢塚3丁目地内 204-10 旧伏尾台小学校 伏尾台2丁目11	
	出典:大阪府応急仮設 DB	
(略)	(略)	
	第9節 ライフライン確保体制の整備	
(略)	(略)	
4 ガス(<u>大阪ガス株式会社</u>)	4 ガス (大阪ガスネットワーク株式会社)	社名変更
6 市民への広報	6 市民への広報	
		从 夕亦再
(2) 関西電力送配電株式会社及び大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、		社名変更
出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。	ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項	
/ mtz \	等について広報する。	
(略)	(略)	

第 11 節 避難行動要支援者支援体制の整備

(略)

3 指定福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉避難所として指定するとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。

また、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時 の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するため、「福祉避難所の確保・ 運営ガイドライン」(令和3年5月改定)に沿った体制整備を推進する。

(略)

第 12 節 帰宅困難者支援体制の整備

本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機 関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想され る。

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性とともに、救助・ 救急活 動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。

このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という 基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従 業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけ を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、 帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、 情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。 (新規)

(略)

|第 11 節 | 避難行動要支援者支援体制の整備

|(略)

3 指定福祉避難所の指定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、指定福祉避難所を指定する。<u>この際、医療的ケアを必要とする者に対しては医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するするとともに、指定福祉避難所の役割について住民に周知する。

指定福祉避難所への避難要領については、要配慮者が、避難が必要となった際に 指定福祉避難所へ直接避難することも含めて検討し、可能な場合は、個別避難計画 に具体的な避難要領を記載しておくものとする。

(略)

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

本市における人口流動は、流出超過の傾向がある。大規模震災等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される

帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、転倒などの危険性とともに、救助・ 救急活動や緊急輸送活動等、応急対策活動が妨げられるおそれがある。

このため、市は、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という 基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して交通機関の運行が停止した際に従 業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄などについて働きかけ を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、 帰宅困難者の安全な避難経路を確保し、その沿道において、帰宅困難者のための休憩、 情報提供の場所となる帰宅困難支援場所の機能を有する公園等の整備を推進する。

府は、府有施設や府立施設について、当該施設を一時滞在施設として市に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市と連携して一時滞在施設確保の支援に努める。 (略)

国・府の計画修正

国・府の計画修正

現行計画	修正案	備考
第3章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚 (略) 2 学校等における防災教育 (略) (2) 教育の方法 ア 防災週間等を利用した訓練の実施 イ 教育用防災副読本、ビデオの活用 ウ 各教科、道徳、特別活動を利用した防災教育の推進	(略) (2) 教育の方法 ア 防災週間等を利用した訓練の実施 イ 教育用防災副読本、ビデオの活用 ウ 各教科、道徳、特別活動を利用した防災教育の推進 エ 防災教育啓発施設の利用 オ 防災関係機関との連携 カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用 キ 自主防災組織、消防団、ボランティア等が参画した体験的・実践的教育や訓練 (略) 第3節 ボランティアの活動環境の整備 (略) 5 情報共有会議の整備・強化 府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の	国・府の計画修正

第3編 自然災害応急対策 第1節 組織計画 (略) 4 災害対策本部の組織と活動 (略) (2) 本部会議	
(略)4 災害対策本部の組織と活動(略)	
4 災害対策本部の組織と活動 (略)	
(略)	
(2) 本部会議	
	近年重要となった事務を追記
(略)	
ウ 本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。	
○ 災害応急対策の基本方針に関すること	
○ 動員配備体制に関すること	
○ 各対策部間の連絡調整に関すること	
○ 自衛隊災害派遣要請の依頼に関すること	
○ 国、府、関係機関との連絡調整に関すること	
○ 災害救助法の適用申請に関すること	
○ 受援・応援に関すること	
○ 業務継続体制に関すること	
○ <u>被災者支援に関すること</u>	
○ <u>安</u>否情報に関すること	
○ 災害時の要配慮者支援に関すること	
○ その他災害対策に関する重要な事項	
(3) 事務分担	
池田市災害対策用組織編成名簿の定めるところによる。	市の防災対策の進展
ただし、被害状況の時間的経過に伴い、応急対策の重点に変化が生じるため、	
タ昇竿並取び夕前は他の昇竿並取び前に短1 芝1 / は☆極口は蛇となげ数な今半	
ることがある。	
総括部は、災害応急対策全般を統括し、災害対策本部長の状況判断を適切に補	<u>i</u>
佐できるよう、当時の状況に応じ、体制を強化・充実する。	
(略)	
(6) 災害応急対策活動要領の整備	市の防災対策の進展
災害応急対策のフェーズ区分に応ずる活動要領、日々の活動サイクル(リズム))_
各種会議の開催時期・要領、業務継続要領、受援要領などを整理した災害応急対	
策活動要領を整備する。	
(略)	
	 動員配備体制に関すること 各対策部間の連絡調整に関すること 国、府、関係機関との連絡調整に関すること 災害救助法の適用申請に関すること 受援・応援に関すること 業務継続体制に関すること 変活・虚援に関すること 変否情報に関すること 安否情報に関すること 安否情報に関すること での他災害対策に関する重要な事項 (3) 事務分担 池田市災害対策用組織編成名簿の定めるところによる。 ただし、被害状況の時間的経過に伴い、応急対策の重点に変化が生じるため、 各対策部及び各班は他の対策部及び班に編入、若しくは応援又は新たな任務を命ずることがある。 総括部は、災害応急対策全般を統括し、災害対策本部長の状況判断を適切に補佐できるよう、当時の状況に応じ、体制を強化・充実する。 (略) (6) 災害応急対策活動要領の整備 災害応急対策のフェーズ区分に応ずる活動要領、日々の活動サイクル(リズム)各種会議の開催時期・要領、業務継続要領、受援要領などを整理した災害応急対策活動要領を整備する。

現行計画	修正案	備考
第 2 節 動員配備計画		
(略)	(略)	
2 配備指令伝達	2 配備指令伝達	
<u>(新規)</u>	(3) ICT の活用	市の防災対策の進展
	LoGo チャットなど、ICT を活用した配備指令伝達体制を整備する。	
(略)	(略)	
第4節 災害情報収集伝達・警戒活動	第4節 災害情報収集伝達・警戒活動	国・府の計画修正
災害時、又は災害の発生に備え、関係機関等の協力を得て、災害に関する情報の収	災害時、又は災害の発生に備え、災害に関する情報の収集・伝達を行い、警戒活動	
集・伝達を行い、警戒活動及び各種応急対策を行う。この際、災害情報を一元的に把握	ス 及び各種応急対策を行う <u>とともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要</u>	
共有することができる体制を図り、災害対策本部の機能の充実・強化を図る。	救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的	
	に情報収集を行うものとする	
(略)	(略)	
2 大阪管区気象台が発表する気象予警報	2 大阪管区気象台が発表する気象予警報	
(略)	(略)	
(1) 気象注意報・警報・特別警報	(1) 気象注意報・警報・特別警報	国・府の計画変更
大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業	大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業	
務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際	務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際	
災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度	災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度	
やその切迫度を伝えるキキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)情報等を分	やその切迫度を伝えるキキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)情報 <u>線状</u>	
かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。	降水帯に関する情報 等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び	
(略)	注意報を適切に補足する。	
	(略)	
3 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報	3 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報	
(略)	(略)	
【猪名川の洪水予報の種類】	【猪名川の洪水予報の種類】	猪名川洪水予報実施要領の変更
	<u>急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫</u>	
(洪水警報) 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき	(洪水警報) <u>危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	
	小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき	
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報	5 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報	府の計画表現との整合
府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害) <mark>発表後、気象台の土壌雨量指数が</mark>	府及び大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害) <u>発表中に、命に危険を及ぼす土砂</u>	
基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係	災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住	
機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要	民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけ	
な措置を講じる。	<u>る土砂災害警戒情報を共同発表する。</u> 市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等	
	の発令等必要な措置を講じる。	
(略)	(略)	
8 土砂災害警戒活動	8 土砂災害警戒活動	
(略)	(略)	
イ 土砂災害警戒情報	イ 土砂災害警戒情報の留意点	府の計画表現との整合
大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、大阪府と大阪管区気象	土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基	
台が共同して発表する情報であり、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、気	づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度	
象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合、該当市町村に発表さ	等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災	
<u>れる。</u>	害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するも	
(2) 斜面判定制度の活用	<u>のではない。</u>	
必要に応じて、大阪府を通じNPO法人大阪府砂防ボランティア協会へ斜面判	また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可	
定士の出動を要請する	能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩	
	壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等	
	については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が	
	発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既	
	に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地	
	域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。	
	(2) 斜面判定制度の活用	
	府及び市は、必要に応じて、法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、	
	斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。	
(略)	(略)	
第 5 節 災害広報	第 5 節 災害広報	
(略)	(略)	
6 安否の情報	6 安否の情報	国・府の計画修正
安否の確認の問合せを処理するため、放送局、新聞社、インターネット、安否確	安否の確認の問合せを処理するため、放送局、新聞社、インターネット、安否確	
認ダイヤル等報道機関、各種通信情報機関へ情報提供を行い、協力を求める。	認ダイヤル等報道機関、各種通信情報機関へ情報提供を行い、協力を求める。	
	府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認	
	めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の	
	<u>絞り込みに努める。</u>	

現行計画	修正案	備考
第 10 節 避難誘導	第 10 節 避難誘導	
(略)	(略)	
2 避難指示等	2 避難指示等	
(1) 避難指示等の基準	(1) 避難指示等の基準	市の防災対策の進展
避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏	避難指示等については、国のガイドラインに則り、市内の河川や地形特性を踏	
まえた <u>「池田市 避難指示等の判断・伝達マニュアル」</u> を整備する。また、避難指	まえた「 <u>池田市避難情報の判断・伝達マニュアル</u> 」を整備するとともに、 <u>事態推移</u>	2
示等の意思決定においては、そのタイミング等の判断を適切にするため、 <u>「池田市</u>	に応ずる防災行動を発災当時の状況に即して時系列で整理しておく。	
風水害タイムライン」を整備し活用する。		
(2) 避難指示等の住民への周知	(2) 避難指示等の住民への周知	府の計画表現に整合
ア 避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の	ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、	
内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒	避難指示等を発令する。避難指示等の発令に当たっては、気象台ホットライン等	
レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわか	により技術的な助言を得るなど、適切に判断する。また、住民が自らの判断で避	
るように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 第	難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要	
	な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし	
	て対象者ごとに警戒レベルに対応した避難行動がわかるよう伝達する。	
第 12 節 交通規制・緊急輸送活動	第 12 節 交通規制・緊急輸送活動	
(略)	(略)	
5 航空輸送	5 航空輸送	
(略)	(略)	
(新設記載)	(3) 航空運用調整	国・府の計画修正に合わせ追記
	ア 府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、	
	医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内	
	に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地対策本部と連携して必	
	<u>要な調整を行う。</u>	
	イ 府の航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、	
	必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。	
	また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空 機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	
	ウ 市は、市域に係る航空運用について、必要により府の航空運用調整班を通じて	
	調整を行う。	
	第14 第 	
第 14 節 ライフライン・放送の緊急対応	第 14 節 ライフライン・放送の緊急対応	
(略)		
(4) ガス (<u>大阪ガス株式会社</u>)	(4) ガス (<u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>)	社名変更
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
第 19 節 指定避難所の開設・運営	第 19 節 指定避難所の開設・運営	
(略)	(略)	
2 指定避難所の管理・運営	2 指定避難所の管理・運営	
(略)	(略)	
(2) 指定避難所の管理・運営の留意点	(2) 指定避難所の管理・運営の留意点	
避難者による自主的な運営を促すとともに、男女の人権を尊重して、安全・安	<u>避難者による自主的な運営を促すとともに、「避難所管理運営マニュアル」に基</u>	国・府の計画修正
心を確保するため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理・運営に努める。	<u>づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</u>	府の計画表現との整合
ア 避難者の把握、自宅、テント及び車両、指定避難所外で生活して食事や水等を	ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車	
受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握及び府への報告	等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握並びに府への報告	
イ 混乱防止のための避難者心得の掲示	<u>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示</u>	
ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示	ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示	
工生活環境への配慮	工 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握	
オ 要配慮者への配慮(一階や便所に近い部屋、和室等の確保)	オ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料	
カ 指定避難所に於ける時系列的な変化に対応	<u>の確保</u>	
○ 災害発生一週間;食事に関するものが大部分で、他に飲料水、寝具、衣類、冷	カ 避難行動要支援者への配慮	
暖房器具、電話等の対応を図る。	<u>キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティ</u>	
○ 一週間以降;日常生活、生活再建に関するものが増加し、入浴、医療、住宅、	ション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や	
学校の再開、施設の電気容量増等の対応を図る。また、プライバシー保護のた	看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避	
めの間仕切、パネルの設置等生活空間確保のための施設・整備の改善について	難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施	
<u>の対応を図る。</u>	ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、	
キ 指定避難所に指定されている学校については、職員室、校長室、保健室や実験室、	文化等の違いへの配慮	
料理室及び普通教室等については、避難者の立入りを不可とし、転用可能教室及	ケ 相談窓口の設置(女性相談員の配置)	
び体育館に限るものとする。	コ 高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮	
ク 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める	サー指定避難所運営組織への女性の参加	
ケ 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。	<u>シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</u>	
コ 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。)	ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性に	
サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に	よる配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所にお	
避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。	ける安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮	
シ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、	セ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用	
専門家等との定期的な情報交換に努める。	のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安	
ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性に	<u>心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注</u>	
よる配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確	意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう	
保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。	努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情	
セ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。	報の提供を行うよう努める。	
ソ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとと	ソ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること	

現行計画	修正案	備考
もに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間 団体から必要な支援が受けられる	タ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとと	
よう、連携に努める。	もに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、	
タ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に	連携に努めること	
避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。	チ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に	
<u>チ</u> 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、	指定避難所運営に関する役割分担等を定めること	
専門家等との定期的な情報交換に努める。	ツ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、	
	自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外	
	部支援者等の協力が得られるよう努めること	
(略)	(略)	
第 20 節 緊急物資の供給	第 20 節 緊急物資の供給	
府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活	府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活	
必需品等を効率的に 調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係	必需品等を効率的に 調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係	
機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸	機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸	
送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。	送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。	国・府の計画修正
なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜	なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜	
を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、	を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、	
燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違	燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、 <mark>食物アレルギーに配慮した食料</mark>	
いに配慮する。	<u>の確保、</u> 要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。	
(略)	(昭)	
	1 給水活動	
(略)	(略)	
(3) 応援要請		市の防災対策の進展
市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機	市のみでは、必要な給水が困難な場合、あるいは市で保有する応急給水用資機	
材が不足する場合には、府内水道(用水供給)事業体に応援を要請する。	材が不足する場合には、府内水道(用水供給)事業体に応援を要請する。	
また、大阪府水道災害調整本部が設置されたときは、給水活動等の総合調整、指		
示、支援について同本部を通じて調整を行う。	示、支援について同本部を通じて調整を行う。	

現行計画 備考 修正案

	h 41.	→ u.	₩ ₩ (3)
净 水 池	名 称	所 在 地	容量 (㎡)
11 /1 /12	古江浄水 場	池田市古江町 160 番地	3,140
	計	1 カ所	3,140
	配水隧道	池田市木部町 121 番地の 2	6,500
		~綾羽2丁目5番	
	第2高区配水池	池田市綾羽2丁目126番地	3,000
	畑配水池	池田市畑3丁目 1695 番地の 1	<u>5,000</u>
配水池	伏尾台配水場	池田市伏尾台 5 丁目 2 番地の 1	1,800
	伏尾台低配水池	<u>池田市伏尾台 1 丁目 21 番地の 26</u>	1,000
	伏尾台高配水池	池田市伏尾台2丁目13番地	1,200
	東畑配水 池	池田市畑3丁目1番地の57	400
	寺尾山配水 池	池田市五月丘 5 丁目 34 番地	10,100
	計	<u>8</u> か所	<u>29,000</u>

浄 水 池	名 称	所在地	容量 (㎡)
伊小他	古江浄水 場	池田市古江町 160 番地	3,140
	計	1か所	3,140
	配水隧道	池田市木部町 121 番地の 2	6,500
		~綾羽2丁目5番	
	第2高区配水池	池田市綾羽2丁目126番地	3,000
	畑配水池	池田市畑 3 丁目 1695 番地の 1	3,600
日1. 八八十匹	伏尾台配水場	池田市伏尾台5丁目2番地の1	1,800
	伏尾台高配水池	池田市伏尾台 2 丁目 13 番地	1,200
	東畑配水 池	池田市畑3丁目1番地の57	400
	寺尾山配水 池	池田市五月丘 5 丁目 34 番地	10,100
	計	<u>7</u> か所	26,600

(略)

(略)

第 29 節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対 処するよう努める。

1 ボランティアの受入れ

市、池田市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、NPO・ボラ ンティア等その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティ アが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1) 受入れ窓口の開設

池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボラ ンティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努め る。

第 29 節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対 府の計画との整合 処するよう努める。

|1 ボランティアの受入れ

府、市、日本赤十字社大阪府支部池田地区、池田市社会福祉協議会、おおさか災 害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機 関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力 連携するとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの 異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有す る場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 府及び市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなど の収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボ ランティアの生活環境について配慮するものとする

(1) 府

ア 災害の状況、市町村から収集した住民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府 支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提 供する。また、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワークと「災害」議」とあるが、OSN は、「災害時連携会議」 時連携会議」などを活用しながら連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう 環境整備を図る。

国・府の計画修正 協定内容の反映

府計画では、「大阪災害支援活動連携会 の呼称を用いているため、本計画ではそ の用語を使用

現行計画	修正案	備考
	<u>イ 大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。</u>	
	ウ 大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ	
	災害ボランティアの派遣を要請する。	
	エ 大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。	
	(2) 日本赤十字社大阪府支部池田地区	
	ア ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、	
	受入れ窓口等、情報の提供に努める。	
	<u>イ 必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。</u>	
	(3) 池田市社会福祉協議会	
	ア 災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、池田市災	
	<u>害ボランティアセンターを設置し、各方面から寄せられるボランティアニーズの</u>	
	<u>把握及び派遣にかかる連絡・調整を行う。</u>	
	イ ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、池田市	
	に対して支援を要請する。	
	ウ 災害時のボランティア活動中の事故に備え、活動参加者をボランティア保険に	
	<u>加入させる。</u>	
	エ 池田市と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要となる物資等	
	<u>を確保する。</u>	
	(4) 市	
	ア 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボラ	
	<u>ンティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設するとともに、災害の状況や住</u>	
	民ニーズ等の情報共有ネットワークの構築につ努める	
	イ 池田市災害ボランティアセンターの設置に必要な場所を確保するとともに、同セ	
	ンターを運営する上で必要な情報を逐次提供する。	
	ウ 池田市社会福祉協議会と相互に協力して災害時におけるボランティア活動に必要	
	となる物資等を確保する。	

現行計画	修正案	備考
第 4 編 事故災害応急対策 (略)	第4編 事故災害応急対策 (略) 第2節 中高層建築物災害応急対策 (略) 1 市 (略) (1) ガス漏洩事故 (略) オ ガスの供給遮断 ① ガスの供給遮断 ① ガスの供給遮断は、大阪ガスネットワーク株式会社が行う。 ② 大阪ガスネットワーク株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認めら	社名変更
第 5 編 災害復旧計画 第 5 編 災害復旧計画 第 1 節 復旧事業の推進 市をはじめ防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ密接に連携し、災害の再発防 止及び速やかな復旧とともに、将来の災害を予防するための施設等の復旧をめざすこ とを基本として復旧事業を推進するものとする。 なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、 障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	3 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> 第 5 編 災害復旧計画	国・府の計画修正